

## 入札説明書

令和2年旭川市告示第143号に基づく条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）については、旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和2年3月6日

### 2 契約担当部局

〒070-8525 旭川市6条通9丁目総合庁舎5階

旭川市総務部管財課庁舎担当

電話 0166-25-5443

FAX 0166-25-8303

### 3 入札に付する事項

(1) 入札件名 旭川市総合庁舎清掃業務

(2) 履行期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(3) 概要 仕様書のとおり

(4) 履行場所 旭川市6条通9丁目46番地 総合庁舎

(5) 入札書の記載方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 平成29・30・31年度旭川市物品購入等の競争入札参加資格において営業種目「建物清掃等環境衛生管理」の取扱品目が「庁舎・施設一般清掃」（3011）又は「庁舎・施設環境衛生総合管理」（3018）で登録されており、清掃業務経営規模等審査基準に基づく格付等級がAである者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続

開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 旭川市内に本店を置いている者であること。

(6) この入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

資本関係又は人的関係とは次に掲げるものをいう。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7号に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア又はイと同視し得る特定関係があると認められる場合

## 5 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、4に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び条件付き一般競争入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 申請書(様式第1号)

イ 過去3か年間に旭川市、他の地方公共団体又は国と清掃業務に係る委託契約を締結しこれを誠実に履行している実績がある場合は当該契約書の写し(業務名、契約相手、契約年月日、契約期間及び契約金額が確認できる部分で可)

ウ 平成29・30・31年度旭川市物品購入等競争入札参加資格登録において、営業種目「建物清掃等環境衛生管理」で登録されている者の中に、資本関係又は人的関係がある者がいる場合はその名称及び関係を、いない場合は「いない」旨を記載した書類。

(2) 提出期間 令和2年3月6日(金)から令和2年3月13日(金)までの旭川市の休日を定める条例(平成5年旭川市条例第3号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く、午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所 2に同じ。

(4) 提出方法

持参，郵送（必着）又はファクシミリによること。

(5) 提出確認

申請書及び確認資料の提出があった者（以下「申請者」という。）には，申請書に受領印を押印の上，その写しを直接又はファクシミリの方法により交付する。なお，申請書及び確認資料を提出したにもかかわらず，写しの交付がない場合は，2の担当部局に連絡し確認すること。

(6) 入札参加資格の確認

申請者には，令和2年3月16日（月）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書をファクシミリにより通知する。なお，通知期限の翌日においても，まだ通知がない場合は，2の担当部局に連絡し確認すること。

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては，入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては，入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(7) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は，申請者の負担とする。

イ 市長は，提出された申請書及び確認資料を，入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

## 6 入札参加資格を有しないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を有しないと認められた者は，その理由について，次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和2年3月18日（水）までの休日を除く，午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 2に同じ。

ウ 提出方法 持参によること（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）。

(2) 市長は，(1)の説明を求められたときは，令和2年3月19日（木）までに説明を求めた者に対し理由説明書をファクシミリにより通知する。

## 7 仕様書の質問等

(1) 仕様書等の内容について質問がある場合においては，次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書（様式第7号）

イ 提出期間 令和2年3月19日（木）までの休日を除く，午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 2に同じ。

エ 提出方法 電話連絡の上，ファクシミリにより提出すること。

(2) (1)の質疑応答書は，次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和2年3月23日（月）までの休日を除く，午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 2に同じ。

## 8 入札の日時及び場所等

### (1) 入札の日時及び場所

令和2年3月24日（火）午前11時 旭川市職員会館3階6号室

### (2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所にて行う。

### (3) 入札方法

ア 標準入札書（様式第6号）を持参し投函すること（郵送又はファクシミリによる入札は認めない。）。

イ 会社名・氏名の入った氏名票を着用の上、入札指定時刻の10分前までに確認結果通知書を提示し受付を終え、入札会場内で待機すること。

ウ 旭川市委託契約等競争入札心得（別紙1）を承知すること。

## 9 入札の無効

公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び旭川市委託契約等競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長が入札参加資格がある旨を確認した者であっても、入札時点において4に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

## 10 入札手続等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 要する。

ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。なお、同条第8号の規定に掲げる免除することが適当であるとは、次の場合をいう。

ア 過去3か年間に旭川市、他の地方公共団体又は国と種類をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行しているなど、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(3) 契約書作成の要否 要する。

この契約は、旭川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年旭川市条例第40号）の規定に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降において本市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除する。

(4) 契約条項 別紙2のとおり

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。

(6) 最低制限価格の設定

最低制限価格算出率は、84.61%とする。最低制限価格は、積み上げ方式による算

出とする。詳しくは、旭川市契約課ホームページの旭川業務委託契約の最低制限価格試行要領を確認すること。

また、最低制限価格未満の価格で入札した者は、再度入札に参加できないものとする。  
(7) 支払条件 毎月後払いとする。

#### 11 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。また、入札執行の際、入札者が1人以下の場合は、入札を中止することがある。

なお、中止となった場合でも、申請書及び確認資料の作成費用は申請者の負担とする。

#### 12 入札執行回数

2回を限度とする。

#### 13 その他

(1) 入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、旭川市委託契約等競争入札心得その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) その他、入札に関する問合せ先  
2に同じ。